

登録意匠「浄水器」無効審決取消請求事件：知財高裁平成 22(行ケ)10401・平成 23 年 4 月 28 日(4 部)判決 請求棄却

【キーワード】

意匠法 3 条 1 項 3 号，意匠の類似，類否判断の主体，部分公知，全体的觀察，美感，創作

【事案の概要】

本件は，原告（ニューメディカ・テック株式会社）が，被告（ニューメディカ・テック販売株式会社）の下記 1 のとおりの本件意匠に係る意匠登録を無効にすることを求める原告の下記 2 の本件審判請求について，特許庁が同請求は成り立たないとした別紙審決書の本件審決（その理由の要旨は下記 3 のとおり）には，下記 4 の取消事由があると主張して，その取消しを求めた事案である。

1 本件意匠（甲 1 5）

出願日：平成 2 1 年 5 月 2 1 日

登録日：平成 2 2 年 3 月 5 日

登録番号：登録第 1 3 8 4 3 5 2 号

意匠に係る物品：浄水器

意匠の形態：別紙審決書（写し）の「別紙第 1」のおおりの意匠（以下「本件意匠」という。）

2 特許庁における手続の経緯

審判請求日：平成 2 2 年 7 月 1 6 日（無効 2 0 1 0 - 8 8 0 0 0 8 号）

審決日：平成 2 2 年 1 1 月 1 6 日

審決の結論：本件審判の請求は，成り立たない。

原告に対する審決謄本送達日：平成 2 2 年 1 1 月 2 6 日

3 本件審決の理由の要旨

(1) 本件審決の理由は，要するに，本件意匠は，下記引用例の意匠（その形態は別紙審決書（写し）の別紙「甲第 1 号証」のおおりに。以下「引用意匠」という。）と類似するということとはできないから，意匠法 3 条 1 項 3 号に該当するものではなく，本件意匠に係る意匠登録を無効にすることができない，というものである。

引用例：意匠登録第 1 0 5 6 0 4 6 号公報（平成 1 1 年 1 2 月 9 日発行。

甲 1）

(2) 本件審決が前提とした本件意匠と引用意匠との共通点及び差異点は，以下のとおりである。

ア 共通点（以下，共通点 1 ないし 5 を総称して，「本件共通点」とい

う。)。

- (ア) 共通点 1 : 全体が縦長の略直方体形状を呈している点
 - (イ) 共通点 2 : 本体の両側面において、背面より奥行き約 1 / 4 前方に縦分割線が形成されている点
 - (ウ) 共通点 3 : 本体の上縁部及び下縁部に周回する横分割線が形成されている点
 - (エ) 共通点 4 : 本体正面の中央よりやや上方に吐水口が形成され、吐水口は本体正面から水平に突出する短い管と、これに接続された逆円錐台状口部と、その上面には縦長の逆台形状のレバーが形成されている点
 - (オ) 共通点 5 : 吐水口よりやや上方から本体の上端付近に亘って、凸状で縁取りされた窓部が形成され、凸状縁取り部前面角部（正面側突出面の角部）は傾斜状に面取りされた点
- イ 差異点（以下、差異点 1 ないし 7 を総称して、「本件差異点」という。）
- (ア) 差異点 1 : 本体正面の両側縁部について、本件意匠は、本体正面の左右両側縁部は、丸みを帯びた弧状面であり、前面部は平坦面がほとんどを占めるのに対して、引用意匠は、本体正面の略 2 分 1 の平面部を残し、その両側に略 30 度の角度で後方に傾斜するテーパ面が形成されている点
 - (イ) 差異点 2 : 吐水口上面に形成されたレバーの角度について、本件意匠は、レバーが水平方向に対して略 60 度程度の角度で手前側に傾斜して形成されているので、立設されているともいえるのに対して、引用意匠は、レバーが水平方向に対して略 30 度程度の角度で後方側に傾斜して形成されている点
 - (ウ) 差異点 3 : 本体正面の窓部について、本件意匠は、略トラック形状であるのに対して、引用意匠は、円形状である点
 - (エ) 差異点 4 : 窓部の目盛りについて、本件意匠の窓部には目盛りが付されていないのに対して、引用意匠の窓部には、中央部に縦の直線状に目盛りが付されている点
 - (オ) 差異点 5 : 本体の上下の縁部に形成された横分割線の端部からの幅について、本件意匠は、上下の分割線の端部からの幅が略同一であるのに対して、引用意匠は、上部の幅が下部の幅の略 2 倍である点
 - (カ) 差異点 6 : 下面部について、本件意匠は下面が平坦面であるのに対して、引用意匠は、4 隅に小さな脚部が形成されている点
 - (キ) 差異点 7 : 全体の比率について、本件意匠の縦 : 横 : 奥行きは約 2 . 2 : 1 . 3 : 1 であるのに対して、引用意匠は、約 1 . 6 : 1 . 1 : 1 である点

4 取消事由

本件意匠と引用意匠との類否判断の誤り

【判 断】

1 本件意匠と引用意匠との類否について

(1) 類否判断の前提となる事実

ア 本件意匠の形態について

本件意匠の形態について、全体が縦長の略直方体形状を呈し、本体正面の左右両側縁部は、丸みを帯びた弧状面とされ、本体の両側面において、背面より奥行き約 1 / 4 前方に縦分割線が形成され、本体の上縁部及び下縁部に周回する横分割線が形成され、本体正面の中央よりやや上方に吐水口が形成され、吐水口は本体正面から水平に突出する短い管と、これに接続された逆円錐台状口部と、その上面には縦長の逆台形状のレバーが形成され、そのレバーは水平方向に対して略 60 度程度の角度で手前側（右側面視左方）に傾斜して形成され、吐水口よりやや上方から本体の上端付近に亘って、凸状で縁取りされたトラック形状の窓部が形成され、凸状縁取り部前面角部（正面側突出面の角部）は傾斜状に面取りされたものであることは、当事者間に争いが無い。

イ 引用意匠の形態について

引用意匠の形態について、全体が縦長の略直方体形状を呈し、本体正面の左右両側縁部に、正面の略 2 分 1 の平面部を残し、その両側に略 30 度の角度で後方に傾斜するテーパ面が形成され、本体の両側面において、背面より奥行き約 1 / 4 前方に縦分割線が形成され、本体の上縁部及び下縁部に周回する横分割線が形成され、本体正面の中央よりやや上方に吐水口が形成され、吐水口は本体正面から水平に突出する短い管と、これに接続された逆円錐台状口部と、その上面には縦長の逆台形状のレバーが形成され、そのレバーは水平方向に対して略 30 度程度の角度で後方側（右側面視右方）に傾斜して形成され、吐水口よりやや上方から本体の上端付近に亘って、凸状で縁取りされた円形状の窓部が形成され、凸状縁取り部前面角部（正面側突出面の角部）は傾斜状に面取りされたものであることは、当事者間に争いが無い。

ウ 本件意匠と引用意匠との共通点及び差異点

また、本件意匠と引用意匠との共通点及び差異点が前記第 2 の 2 (2) の本件共通点及び本件差異点のとおりであることも、当事者間に争いが無い。

(2) 両意匠の類否

ア 本件共通点について

浄水器において、本体部分が略直方体形状を呈し（甲10の1～7等）、本体部分を構成する板材と板材との接合部分が合わせ面として線状に形成され（甲10の45、46等）、本体正面の中央よりやや上方に吐水口が形成され、吐水口は本体正面から水平に突出する短い管と、これに接続された逆円錐台状口部と、その上面には縦長の逆台形状のレバーが形成されているほか（甲10の3等）、容器内の残量確認用の窓部を形成し、当該窓部を凸状縁部によって囲うこと（甲10の37等）は、本件出願日前から普通に見られる、ありふれた態様であって、本件共通点については、いずれも本件意匠及び引用意匠における格別に顕著な特徴ということとはできない。

この点について、原告は、本件共通点は、それぞれ単独では公知の意匠に見られる形状等だとしても、共通点1、2、5を1つの意匠の創作と解すれば、公知意匠とは異なる特徴を有するものといえることができる、共通点4及び5は、両意匠に特有の格別に顕著な特徴であるなどと主張する。

しかしながら、意匠の類否判断は、当該登録意匠と引用意匠とを全体として観察すべきであるから、両意匠の共通点の一部のみ（共通点1、2、5）を1つの意匠と仮定して判断することは、明らかに失当である。また、共通点4及び5は、本件出願前から普通に見られる態様であることも、先に指摘したとおりである。

原告の主張は採用できない。

イ 本件差異点について

(ア) 本件意匠が浄水器に関する意匠であることに鑑みると、需要者は、浄水器を使用する際、吐水口等が設置された浄水器正面部を必ず目にするものである。

そして、本体正面部の大きな部分を占めている両側縁部について、本件意匠のように、端部付近が丸みを帯びた弧状面であるか、引用意匠のように、略2分の1の平面部を残し、その両側に略30度の角度で後方に傾斜する傾斜面であるかの差異は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に与える影響が大きいというべきである。

したがって、差異点1は、需要者に引用意匠とは異なる美感を生じさせる意匠的效果を有するものといえることができる。

この点について、原告は、角を丸める「丸面取り」は、面取りの一種と認識されているから、本体正面の両側縁部は共通する美感を有しているといえるので、差異点1が類否判断に与える影響は大きくないと主張する。

しかしながら、角を丸める「丸面取り」が面取りの一種であったとして

も、大きく形態が異なる本件意匠と引用意匠とにおける本体正面の両側縁部の美感が直ちに共通するものということとはできない。原告の主張は採用できない。

(イ) 吐水口についても、需要者が浄水器を使用する際、必ず目にするものである以上、吐水口のレバーの形状や配置状態（レバーが手前側に立設されているか、後方側に寝ているか）については、需要者の美感に与える影響は大きいというべきである。

したがって、差異点2は、需要者に引用意匠とは異なる美感を生じさせる意匠的效果を有するものということができる。

この点について、原告は、種々の角度で立設されたレバーを備える吐水口の形状は公知であるから、需要者は、どのような角度でレバーが立設されているかについて格別認識することなく、浄水器を使用するものであるといえるので、差異点2が類否判断に一定程度の影響を与えることはないなどと主張する。

しかしながら、種々の角度で立設されたレバーを備える形状の吐水口が存在するからといって、需要者が吐水口のレバーの形状を格別認識することなく、浄水器を使用するものということとはできない。原告の主張は採用できない。

(ウ) 容器内の残量確認用の窓部についても、需要者が浄水器を使用する際、これに着目し、内容量を確認してから給水を開始し、あるいは残量を継続的に確認しつつ給水を終了することが一般的であるから、浄水器の窓部の形状は、需要者の美感に与える影響は大きいというべきである。

そして、本件意匠の窓部は、略直方体形状の本体部分と同様に縦長の略トラック形状であるのに対し、引用意匠における円形状の窓部は、本体の形状が縦長の略直方体形状を呈する中であって、特徴的な形態を有しているものであるから、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に大きな影響を与えるものということができる。

したがって、差異点3は、需要者に引用意匠とは異なる美感を生じさせる意匠的效果を有するものということができる。

この点について、原告は、円形の窓を備えた公知意匠を本意匠として、縦長略トラック形状の窓を備えた公知意匠が類似意匠として登録されているから、窓部の両形状は共通の美感を有するものであるといえるので、差異点3が類否判断に与える影響は大きくないなどと主張する。

しかしながら、特定の部位の形状について共通の差異点を有する意匠について、本意匠及び類似意匠としての登録がされた対比事例があることをもって、その余の共通点及び差異点等の構成上の特徴を無視し、本件意匠

と引用意匠との前記差異点3に係る類否判断においても同様に解することは、意匠の類否は全体的な観察に基づいて行われる以上、相当ではない。原告の主張は採用できない。

(エ) 需要者は、浄水器を使用する際、吐水口等が設置された浄水器正面部を必ず目にするものである以上、本体の縦・横の比率は、美感に影響を与えるものといえることができる。

そして、本件意匠は、引用意匠と比較して縦長の態様を呈しており、需要者にスリムな印象を与えるものである。

したがって、差異点7は、需要者に引用意匠とは異なる美感を生じさせる意匠的效果を有するものといえることができる。

この点について、原告は、浄水器は、本体正面が最も需要者に看取されるものであるから、両意匠の全体の比率の評価においては、奥行きに対する縦の比率よりも、むしろ本体正面直方体の縦と横の比率をより重視して評価すべきであるところ、本件意匠と引用意匠における同比率の差異、すなわち、差異点7が類否判断に与える影響は微弱であるなどと主張する。

しかしながら、差異点7については、原告主張のとおり、正面直方体の縦と横の比率を重視して評価したとしても、なお類否判断に一定の影響を与えるものといえることができる。原告の主張は採用できない。

(オ) 以上からすると、その余の差異点については格別特徴的なものではないとしても、本件意匠と引用意匠との類否判断において、差異点1ないし3は顕著な特徴といえることができ、美感に大きな影響を与えるものといえるのみならず、差異点7についても、美感に影響を与えるものといえることができるから、本件差異点は、需要者に全体として引用意匠とは異なる美感を生じさせる意匠的效果を有するものと認めるのが相当である。

ウ 小括

以上からすると、本件共通点は、浄水器において普通に見られるありふれた態様であって、いずれも本件意匠及び引用意匠における格別に顕著な特徴ということとはできないのに対し、本件差異点は、美感に及ぼす影響が大きく、需要者に全体として引用意匠とは異なる美感を生じさせる意匠的效果を有するものと認められるから、本件意匠と引用意匠とを全体的に観察した場合、両意匠は類似するものといえることはできない。

2 結論

以上の次第であるから、原告の請求は棄却されるべきものである。

【論 説】

1. この事件は、「浄水器」という物品に係る登録意匠に対する無効審判請求において、特許庁が引用意匠との類似性を否定したことによる不成立の審決に対する審決取消請求訴訟であるが、審決において認定された共通点と差異点を裁判所も引用して認定し判断している。

このうち、両意匠の形態に見られる共通点は、当該物品において特に特徴といわれるものではなく従来からありふれた形態であるのに対し、差異点は顕著な特徴といえるもので、それぞれ異なる美感を生じさせるものと認定した。その結果、両意匠は全体的に見て、類似する意匠ではないと判断されたのである。

しかし、判決文を読む限り、判決に流れる論理は比較的軽い調子の説示であり、なぜ意匠の類否判断の主体（看者）は需要者であって当業者でないのか、なぜ公知意匠が部分的に存在しているのに全体観察で類否判断をしてよいのか、なぜ意匠創作の要部の把握と引用意匠との対比をしないのかなどについての理由の解明はなされていない。それが、知財高裁の裁判というものなのかと思うと、同じ知財高裁にあっても、その論理的な理由づけは“部”によって異なるといわれても仕方がないというのが、筆者の感想である。

2. ところで、意匠の類否判断の主体を需要者とすると、意匠の類似とは意匠同士の混同を需要者が起こすことをいうと解することになるのだが、この判決は必ずしもそのようには言っていない。

この判決が盛んに言っていることは、需要者の視覚が起す美感 (aesthetic feeling) の異同である。つまり、本件意匠と引用意匠の各形態が示している異なる特徴が、需要者の美感に大きな影響を与えているか否かである。

しかも、各意匠の形態は全体的観察によって見られるものであるから、その中の部分に公知の形態が含まれていたとしても、全体的に見て異なる美感を与えるものであれば、意匠は類似しないと判断できると解したのである。

3. 両意匠に対して、それぞれ全体観察をした看者である一般需要者は、いかなる美感を惹き起すのかどうかは不明であるところ、美感とは看者によってそれぞれ違う感じのことであってみれば、きわめて主観的ないし感覚的な判断しかしていないことになる。それとも、この看者とは、換言すれば、需要者ではあるが第三者である裁判官と解してよいだろうか。

4. 看者が惹き起す美感とは専ら右脳的作用であるところ、その情報がそこで終って左脳に伝達されなければ、その美感によって把握された当該意匠の創作体へのアプローチとその把握ができないことになる。けだし、創作体の把握なしには意匠の類否判断をしたことにはならないからである。

意匠法が保護する意匠は発明と同様に、創作であって混同や識別でないことは、法1条の目的規定を読めば明らかなことである。そして、出願意匠の類否を判断する者は、「工業上利用することができる意匠の創作をした者」（当業者）であることは、法3条1項柱書を読めば明らかなことである。にもかかわらず、裁判所はなぜ法規定を離れて独自の基準を作って解釈をするのだろうか。

5. 本件にあっては、登録意匠と引用意匠とをその部分同士を対比しても、その創作性が近いことがわかる。即ち、両意匠の平面図を対比すると、両者の類似性は比較的高いということができし、正面図の吐水口におけるレバーの形状や配置は同じであり、また窓部の形状が長方形か真円形かの違いは、意匠全体の類否を判断する決め手にはならない。

器本体の外形状は、いずれも創作性は認められない当該物品においてはありふれた形状であるから、その全体の形状の相異性は、意匠全体の非類似性には結びつかない。これについて裁判所は、差異点1について、需要者は異なる美感を生じさせるものと認定しているが、これは裁判官の視覚であって、当業者の視覚ではない。正面図の左右両側部寄りに角面を表わす直線が引いてあっても、現実的にはアール状に面取りされているものであろうから、そのアール度（円弧度）が大きいか小さいかの違いでしかないことを考えれば、創作としては同一性のあるものである。

したがって、両意匠は、全体としても類似する意匠であると判断することができる。

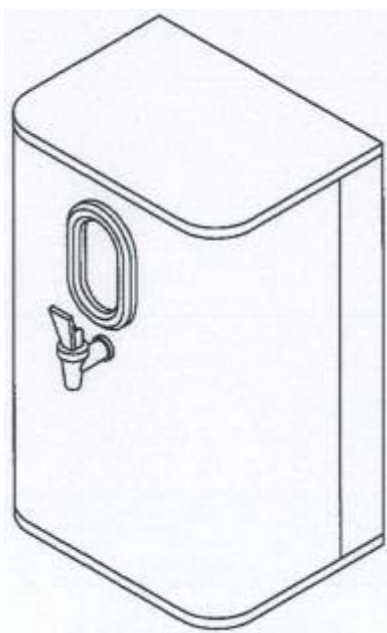
〔牛木 理一〕

本件登録意匠

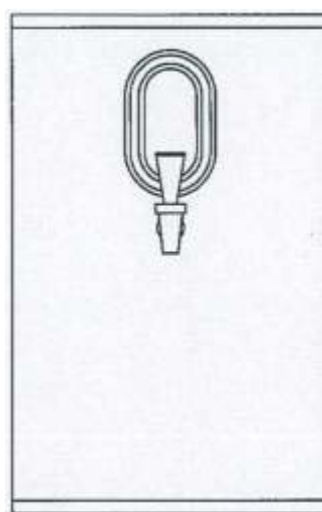
- (45) 【発行日】平成22年4月5日(2010.4.5)
- (11) 【登録番号】意匠登録第1384352号(D1384352)
- (24) 【登録日】平成22年3月5日(2010.3.5)
- (54) 【意匠に係る物品】浄水器
- (52) 【意匠分類】K6-1210
- (51) 【国際意匠分類(参考)】23-01
- (21) 【出願番号】意願2009-11314(D2009-11314)
- (22) 【出願日】平成21年5月21日(2009.5.21)
- (72) 【創作者】
【氏名】清瀧 静男
【住所又は居所】大阪府大阪市中央区南船場2-10-27 ニューメディカ・テック販売株式会社内
- (73) 【意匠権者】
【識別番号】508343962
【氏名又は名称】ニューメディカ・テック販売株式会社
【住所又は居所】大阪府大阪市中央区南船場2-10-27
- (74) 【代理人】
【識別番号】100118924
【弁理士】
【氏名又は名称】廣幸 正樹
【審査官】並木 文子
- (56) 【参考文献】意登1056046 クリスタル・ヴァレー浄水システム CV RESCUE、2頁、(特許庁意匠課公知資料番号HC18049175)
- (55) 【意匠に係る物品の説明】本物品は、家庭の台所において、流し台の上等に設置される浄水器である。
- (55) 【意匠の説明】左側面図は右側面図と対称にあらわれるため省略する。

【図面】

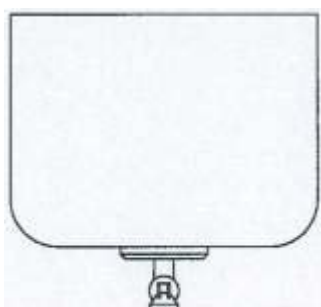
【斜視図】



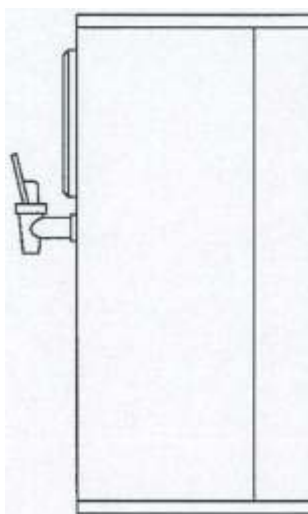
【正面図】



【平面図】



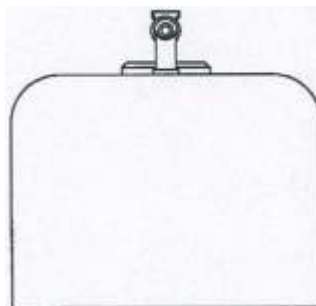
【右側面図】



【背面図】



【底面図】



引用意匠

(45)平成11年(1999)12月9日発行

(11)登録意匠番号

1056046

(52) K6-121

(21)意願 平10-10423 (22)出願 平10(1998)4月9日
(24)登録 平11(1999)8月27日

(72)創作者 小西 康行 大阪府豊中市名神口1丁目13番18号 株式会社ヤマリ内

(73)意匠権者 ニューメディアテック
エンジニアリング株式
会社 大阪府豊中市名神口1丁目13番18号

(74)代理人 弁理士 清水 久義 外2名
審査官 川 越 弘

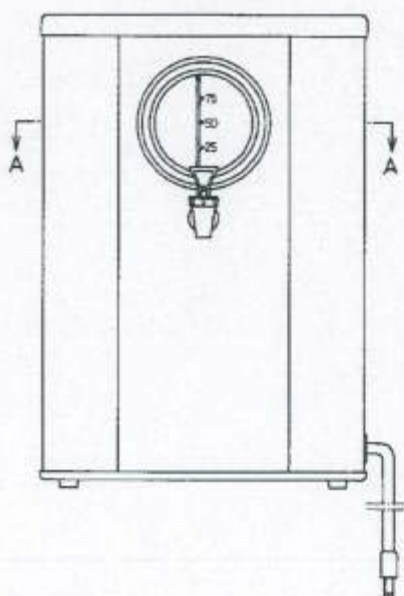
(54)意匠に係る物品 浄水器

(51)国際意匠分類(参考) 23-01

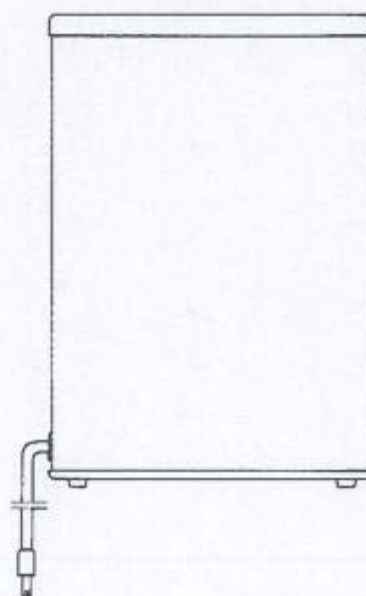
(55)説 明 中間省略した部分は図面上45cmである。

(56)参 考 文 献 なし。

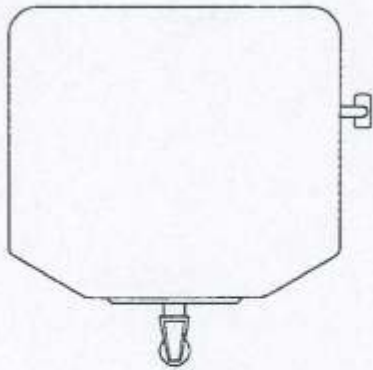
正面図



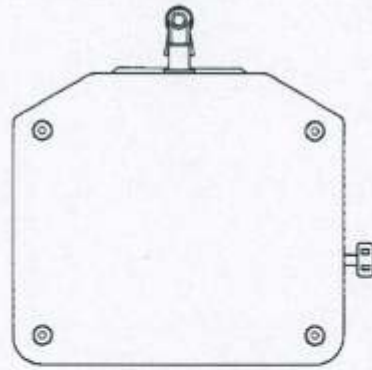
背面図



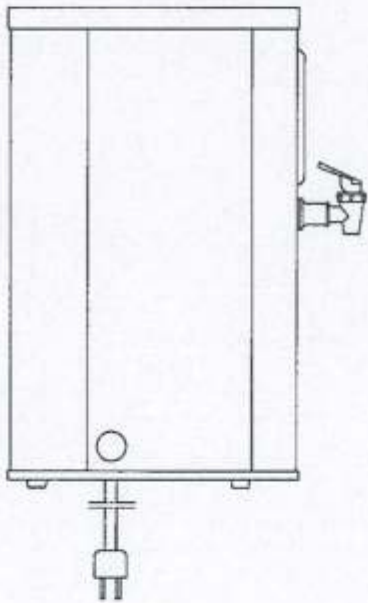
平面図



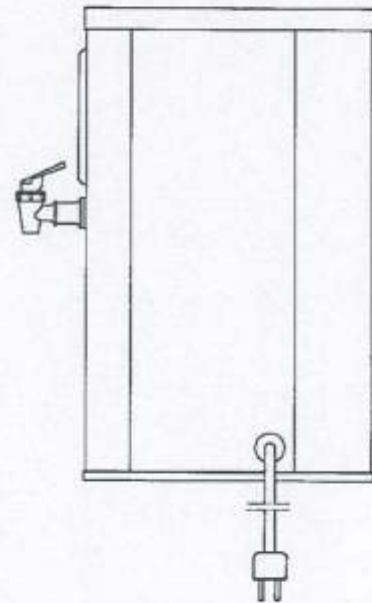
底面図



左側面図



右側面図



内部機構を省略した
A-A線断面図

